

令和3年4月1日

お客さま各位

京都北都信用金庫

投資信託にかかる各種約款の改訂について

「民法の一部を改正する法律」の施行および、本年4月以降、非課税口座の新規開設手続きが、現在の「非課税口座簡易開設届出書」による方法に一本化されることに伴う改訂内容は以下の通りです。

改訂する約款と理由	主な改訂内容
・ 投信取引約款	・ 「民法の一部を改正する法律」の施行等に伴い、「混合寄託」に係る規定が新設されたことから、投資信託受益証券の保護預り取引等における「混蔵」の語を「混合」の語に改めた。
・ 特定口座約款	・ 昨年度の投信窓販共同システムの機能改善により、年間を通じて譲渡および配当等の受入れが発生していない特定口座については、当該口座の開設顧客に対する特定口座年間取引報告書作成の省略が実施されている旨の追記。
・ 非課税口座約款	・ 新規開設手続きの一本化に伴い「非課税適用確認書」等にかかる記載を削除。 ・ 即日買付を認めない場合の記載を追加。 ・ 勘定設定期間が、非課税管理勘定・累積投資勘定ともにそれぞれ一本とされていることに伴う記載の整備。 ・ その他、税制改正に伴う条文番号の変更等、内容の軽微な修正。
・ 未成年者口座および課税未成年者口座約款	・ 非課税口座のみなし開設にかかる項目について、非課税口座の開設方法が一本化されることに伴い、「非課税適用確認書」等にかかる記載を削除。 ・ 非課税口座における勘定設定期間が、非課税管理勘定・累積投資勘定ともにそれぞれ一本とされていることに伴う記載の整備。 ・ 「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」の名称を「未成年者帰国届出書」に変更。 ・ その他、内容の軽微な修正を実施。

以上